

審 査 メ モ

1 賃金構造基本統計調査の変更

賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）は、調査計画のうち、「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）、「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）及び「集計事項」について、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 調査事項の変更

ア 調査事項（一部）についてプレプリントを実施

「都道府県番号」、「事業所一連番号」、「産業分類番号」、「事業所の名称及び所在地」及び「法人番号」についてプレプリントを実施する。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

1. 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地																					
法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

(審査状況)

本件申請では、従来、報告者に記入を求めていた「都道府県番号」、「事業所一連番号」、「産業分類番号」、「事業所の名称及び所在地」及び「法人番号」欄については、厚生労働省において、予め調査票にプレプリントするよう変更する計画である。なお、「都道府県番号」「事業所一連番号」「産業分類番号」については、従来、調査関係書類を郵送する封筒の宛名の下に印字されている文字列を報告者に転記させていたものである。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、プレプリントする事項は、十分かつ適切なものになっているかについて確認する必要がある。

(論点)

プレプリントする事項は、十分かつ適切なものとなっているか。他にプレプリントが可能な調査事項はないか。

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】

「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項を削除する。

【事業所票】

変更案

【削除】

現行

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人
高 専 ・ 短 大 卒				
大 学 卒	事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 修 士 課 程 修 了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

(審査状況)

本調査では、事業所票において、性別・学歴別の新規学卒者の初任給額及び採用人員並びに初任給額の確定状況について把握し、その結果表を提供していた。

本件申請では、これらの調査事項について、個人票において把握している各労働者の性別や学歴のほか、年齢、勤続年数等を基に新規学卒者に該当すると考えられる者を集計することにより代替可能との理由から、事業所票の「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減や調査の効率化等に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、個人票の調査結果により代替に必要な情報を的確に把握可能か、また、削除に伴い、他の集計・分析等に支障が生じないかなどについて、慎重に確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項と個人票を用いて集計した男女別・学歴別の新規学卒者の初任給額及び採用人員は、過去5年間、それぞれどのように推移しているのか。
- 2 本調査事項（新規学卒者の初任給額及び採用人員並びに初任給額の確定状況）の集計結果については、具体的にどのようなニーズに対応して集計・提供してきたものか。集計結果以外に、他の調査事項の審査・分析等に活用していないのか。
- 3 本調査事項については、削除後においても、個人票の調査結果を用いて、これまでと同様の集計表の作成・提供は可能か具体的に検証しているのか。
- 4 上記1から3の結果等からみて、削除による支障等は生じないか。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

労働者の「最終学歴」を把握する調査項目の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」にそれぞれ細分化する。

変更案

(5)

最 終 学 歴

(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。

1	2	3	4	5	6
中学	高校	専門学校	高専・短大	大学	大学院

現行

(5)

最 終 学 歴

(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。

1	2	3	4
中学	高校	高短	大大学
	校	専大	学院

(審査状況)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においては、本調査の「最終学歴」を把握する調査事項（「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」）について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ、細分化を検討するとの課題が盛り込まれている。

これを踏まえ、厚生労働省では、平成30年6月に実施した賃金構造基本統計調査試験調査（以下「試験調査」という。）において、「高専・短大」を「専門学校」「短大」「高専」に、また、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に細分化するとともに、一般労働者だけでなく、短時間労働者の学歴の把握可能性について検証を行った。

本件申請では、この試験調査による検証結果も踏まえ、「最終学歴」を把握する調査事項の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に、それぞれ細分化する計画である。

なお、「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」（平成31年4月26日付け統計委第11号。以下「前回答申」という。）においても、個人票における短時間労働者の最終学歴の把握の余地について検討するよう、今後の課題として指摘している。

今回の変更については、第Ⅲ期基本計画における課題に対応し、学歴による賃金水準の実態のよりの確な把握に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、その把握可能性や利活用の観点からみて、十分かつ適切なものになっているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。
- 2 本調査事項については、具体的にどのような施策等に活用されているのか。また、選択肢区分の細分化により、どのような利活用の増進が見込まれているのか。
- 3 本調査事項について、試験調査では、どのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。また、試験調査では細分化して把握した「短大」と「高専」や、短時間労働者の学歴の把握については、具体的にどのような記入状況となっていたのか。本件申請において、見送ることとした理由は何か。
- 4 利活用等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善の余地はないか。

エ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】

労働者の「職種番号」(職種区分)を把握する調査事項における職種区分について、日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)と整合性のある区分に変更するとともに、役職者を含む全労働者の職種を把握するよう変更する。

変更案

現行

(8) 役職番号	(9) 職種番号				
事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	(10) 経験年数				
	1年未満の端数は切り捨ててください。		事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。他企業での経験も含まれます。		
	1	2	3	4	5
	1	1	5	10	15
	年	年	年	年	年
	未	4	9	14	以上
	満	年	年	年	

(8) 労働者の種類	(9) 役職番号	(10) 職種番号				
C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。				
		(11) 経験年数 他企業での経験も含まれます。				
		1	2	3	4	5
		1	1	5	10	15
		年	年	年	年	年
		未	4	9	14	以上
		満	年	年	年	

(審査状況)

本調査における労働者の「職種番号」を把握する調査事項の職種区分については、技能系職種に偏り、全ての職業を網羅する区分とはなっておらず、該当する職種区分がない場合は空欄とする整理がなされている。

また、本調査事項については、平成17年調査以降見直しが行われておらず、日本標準職業分類との整合性も確保されていないため、他の統計調査との比較が困難となっていることに加え、近年の職業構造の変化に対応したものになっていないなどの問題がみられる。

このため、第Ⅲ期基本計画では、産業間・職業間等における労働移動の活発化や、職務・能率に応じた賃金体系への移行などの変化を背景として、職種別賃金に対する把握ニーズが高まっていることを踏まえ、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ、的確な職種区分に見直すよう検討するとの課題が盛り込まれている。

これを踏まえ、厚生労働省では、全職種を網羅した日本標準職業分類との整合的な区分を導入することなどを前提に、職種区分の見直しを行うとともに、現行計画では把握対象外となっている役職者を含め、全ての労働者の職種を把握することに向け、試験調査を実施し、当該見直し案による実査可能性等の検証を行った。

本件申請では、この試験調査による検証結果も踏まえ、職種区分を見直すとともに、

役職者を含む全労働者の職種を把握するよう変更する計画である。

これについては、第Ⅲ期基本計画における課題に対応し、近年の職業構造の変化等を踏まえた適切な職種区分に見直すとともに、他の統計調査との比較可能性の向上等にも資するものであることから、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、新たな職種区分は十分かつ適切なものになっているか、更なる改善の余地はないか等について、慎重に確認する必要がある。

また、本件申請では、上記変更に併せて、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」又は「港湾運送業」に属する事業所規模10人以上の事業所を対象に、当該労働者が「生産」又は「管理・事務・技術」のいずれの業務に従事しているかを把握する「労働者の種類」に関する調査事項を削除する計画である。

これについては、上記のとおり、事業所規模に関わらず、全ての事業所を対象として把握する「職種番号」の調査事項を、全職種を網羅した日本標準職業分類とも整合性のある職種区分に見直すことにより、代替可能なことを理由として削除するものであり、報告者負担の軽減の観点から、特に問題はないものとする。

(論点)

- 1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。
- 2 本調査事項については、具体的にどのような施策等に利活用されているものか。また、今回の職種区分の見直しにより、どのような利活用の増進が見込まれるのか。
- 3 新たな職種区分については、具体的にどのような方針に基づき、設定したものか。日本標準職業分類との対応関係は、どうなっているか。他の統計調査と比較可能な区分となっているか（特に、国勢調査の職種区分との対応関係はどうか。）。
- 4 試験調査では、職種区分について、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。試験調査の結果は、本件申請において、どのように反映されたのか。
- 5 職種区分の見直し及び役職者の職種区分の把握については、過去の調査結果との時系列比較についても、配慮されているのか。
- 6 新たな職種区分については、利活用等の観点からみて、十分かつ適切な区分となっているか。更なる改善を図る余地はないか。

オ 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更【個人票】

(ア) 「役職番号」を把握する調査項目の調査対象事業所を「企業規模100人以上の事業所」から「事業所規模10人以上の事業所」に変更する。

変更案	現行
(8) 役 職 番 号 <u>事業所規模</u> <u>10人以上の</u> 事業所のみ 記入してく ださい。	(9) 役 職 番 号 <u>企業規</u> <u>模100</u> <u>人以上</u> の事業 所のみ 記入し てくださ い。

(イ) 「経験年数」を把握する調査項目の調査対象事業所を「事業所規模10人以上の事業所」に変更する。

変更案	現行																																																		
(9) 職 種 番 号	(10) 職 種 番 号																																																		
(10) 経 験 年 数 <u>事業所規模10人以上の事</u> <u>業所のみ記入してくださ</u> <u>い、他企業での経験も含</u> <u>みます。</u>	(9)欄の役職に該当しない 労働者について記入して ください。																																																		
(11) 経 験 年 数 他企業での経験 も含まれます。	(II) 経 験 年 数 他企業での経験 も含まれます。																																																		
(1年未満の端 数は切り捨て てください。)	(1年未満の端 数は切り捨て てください。)																																																		
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr> <tr><td>年</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>年</td></tr> <tr><td>未</td><td>4</td><td>9</td><td>14</td><td>以</td></tr> <tr><td>満</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>上</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	1	1	5	10	15	年	〃	〃	〃	年	未	4	9	14	以	満	年	年	年	上	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr> <tr><td>年</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>年</td></tr> <tr><td>未</td><td>4</td><td>9</td><td>14</td><td>以</td></tr> <tr><td>満</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>上</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	1	1	5	10	15	年	〃	〃	〃	年	未	4	9	14	以	満	年	年	年	上
1	2	3	4	5																																															
1	1	5	10	15																																															
年	〃	〃	〃	年																																															
未	4	9	14	以																																															
満	年	年	年	上																																															
1	2	3	4	5																																															
1	1	5	10	15																																															
年	〃	〃	〃	年																																															
未	4	9	14	以																																															
満	年	年	年	上																																															

(ア) 「役職番号」を把握する範囲の変更

(審査状況)

「役職番号」を把握する調査事項については、「企業規模 100 人以上の事業所」を把握対象として、係長以上(生産部門の場合は職長以上)に相当する労働者の役職(「部長級」「課長級」「係長級」「職長級」「その他の役職」)を把握しているものである。

一方、「職種番号」を把握する調査事項については、この役職者に該当しない労働者を対象として、その職種区分を把握している。

厚生労働省では、上記エのとおり、役職者を含む全ての労働者の職種区分を把握するよう変更を計画していることに伴い、これまでの職種別集計結果との接続を可能とするため、試験調査において、職種区分と同様に全ての労働者を対象として役職を把握する実査可能性を検証した。

本件申請では、この検証結果も踏まえ、「役職番号」を把握する範囲について、従来の「企業規模 100 人以上の事業所」から「事業所規模 10 人以上の事業所」に変更する計画である。

これについては、職種区分との整合性を確保することにより、クロス集計を可能とし、労働者の賃金の実態のよりの確な把握に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、試験調査時の把握内容から変更した事項や、更なる改善の余地はないか等について、慎重に確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に係る集計結果については、過去 5 年間、どのように推移しているのか。
- 2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのような利活用ニーズに対応して集計・提供してきたものか。
- 3 「企業規模100人以上の事業所」を、本調査事項の調査対象事業所としてきた理由は何か。
- 4 試験調査においては、本調査事項の調査対象事業所について、すべての事業所を対象に実施した理由は何か。試験調査では、どのような結果が得られたのか(未記入率・誤記入率を含む。)。また、本件申請では、調査対象事業所を「事業所規模10人以上の事業所」と限定した理由は何か。
- 5 調査対象事業所の範囲を変更することにより、過去の調査結果との時系列比較に支障等は生じないか。
- 6 利活用等の観点からみて、本調査事項の把握範囲の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善を図る余地はないか。

(イ) 「経験年数」を把握する範囲の変更

(審査状況)

「経験年数」を把握する調査事項については、企業規模にかかわらず、本調査の対象となる常用労働者5人以上の民営事業所及び常用労働者10人以上の公営事業所のすべてを対象に、上記(ア)の「役職番号」の該当者を除いた労働者について、「職種番号」に加えて、現在の職場だけではなく、他の企業・事業所においても当該職種に従事していた場合は、その通算年数を含め、「当該職種に従事している年数」を把握しているものである。

一方、この「経験年数」の結果については、従来から「事業所規模10人以上の事業所」を集計対象とし、事業所規模5人以上9人未満の事業所に係る集計は行っていない状況となっている。

このような状況も踏まえ、本件申請では、「経験年数」の調査対象事業所について、「事業所規模10人以上の事業所」に変更する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものの、調査結果の利活用等の観点からみて、適切な対応か等について、慎重かつ十分に確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。
- 2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのような利活用ニーズに対応して集計・提供してきたものか。
- 3 本調査事項について、従来、事業所規模5人以上9人未満の民営事業所に係る集計を行っていない理由は何か。
- 4 今回の調査対象事業所の範囲変更は、現状の集計範囲を追認するものであり、過去の調査結果との時系列比較の観点からは支障等は生じないと考えられるが、調査票情報の二次的利用等の面で支障が生じる恐れはないのか。
- 5 利活用等の観点からみて、本調査事項の記入対象範囲の変更は、適切なものとなっているか。更なる改善を図る余地はないか。

カ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

労働者の「きまって支給する現金給与額」のうち、「通勤手当」、「精皆勤手当」及び「家族手当」を削除する。

変更案

(14) きまって支給する現金給与額		(16) 昨年1年間、 の賞与、等 期末手当、 特別給与額	
毎月同じように支給される給与（税込み）で、超過労働給与額を含みます。 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。		賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものを含みません。 3か月を超えて算定されるものは含みます。	
		時間外手当、 深夜手当、 休日手当、 宿日直手当等	
百万	千	円	円

現行

(15) きまって支給する現金給与額				(20) 昨年1年間、 の賞与、等 期末手当、 特別給与額			
(超過労働給与額を含みます。) 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。 (ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。)	(16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等	(17) (15)のうち通勤手当 (E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療、福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。)			賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものを含みません。 3か月を超えて算定されるものも含みません。		
		(18) (15)のうち精皆勤手当 通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当	(19) (15)のうち家族手当 一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当	(15)のうち家族手当 扶養家族を有する労働者に対し支給する手当			
〔 1 0 0 円 未 満 の 端 数 は 四 捨 五 入 し て く だ さ い 。 〕							
万	千	百	円	万	千	百	円

(審査状況)

本調査では、これまで「きまって支給する現金給与額」の内訳項目である「通勤手当」「精皆勤手当」及び「家族手当」については、①「製造業」のうち事業所規模99人以下の事業所、②「卸売業、小売業」「物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」及び「サービス業(他に分類されないもの)」のうち事業所規模29人以下の事業所を調査対象範囲としてきた。

本件申請では、本調査事項について、①最低賃金の審議に係る検討基礎資料として利活用されていたものの、調査対象事業所の範囲が比較的小規模の事業所に限定されているため、他の利活用には使い勝手が悪いデータであり、本調査結果としては集計・公表していないこと、また、②最低賃金の審議には、他の統計調査結果により代替可能であることを理由として、本調査事項を削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものの、削除に伴う結果利用上の支障等

が生じないか等について、慎重かつ十分に確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に係る集計結果は、過去5年間、それぞれどのように推移しているのか。
- 2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのようなニーズに対応して集計・提供してきたものか。集計結果以外に、他の調査事項の審査・分析等に活用していないのか。また、調査票情報の二次的利用の使用例はないのか。
- 3 本調査事項については、他の統計調査の結果により代替可能な情報は入手できるのか。
- 4 上記1から3の結果等からみて、削除による支障等は生じないか。

(審査状況)

本調査の調査票は、従来、事業所の属性や基本的事項及び新規学卒者の初任給額等を把握する「事業所票」と、当該事業所に雇用される労働者の属性や賃金等の状況を個別に把握する「個人票」の2種類により構成されている。

本件申請では、上記イ及びカのとおり、事業所票の「新規学卒者の初任給額及び採用人員」及び個人票の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」の調査項目を削除するとともに、後記(2)のとおり、オンライン調査の導入に伴う電子調査票の作成も考慮し、事業所票と個人票を1つの調査票に統合・再編する計画である。

これについては、従来の2種類の調査票から1種類の調査票に縮減されることに伴い、報告者の心理的負担の軽減のみならず、調査票の配布・回収や内容審査等の調査業務の効率化にも資するものであることから、おおむね適切と考えるが、報告者にとって紛れがなく回答しやすい調査票様式となっているか等について、慎重に確認する必要がある。

(論点)

- 1 調査票の統合に伴い、報告者にとって分かりやすく、回答のしやすい調査票様式となっているか。特に、従来の事業所票で把握していた調査事項については、統合により、調査事項の設問形式やレイアウト等が変更されることとなり、報告者に紛れが生じるなどの支障はないか。
- 2 統合後の調査票については、調査事項の縮減、レイアウトの見直しなど、更なる改善を図る余地はないか。

(2) 調査方法の変更

報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化の観点から、オンライン調査を全面的に導入するとともに、一括調査においてのみ可能としていた電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更する。

また、一括調査における調査票の配布・回収・審査に加え、一括調査以外の調査におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会に係る業務等について民間事業者を活用する。

さらに、報告者が希望する場合は、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。

(審査状況)

本調査においては、都道府県、産業、事業所規模別に調査対象事業所を層化無作為抽出するため、選定された調査対象事業所は広範囲に点在する結果となり、その全てを調査員調査により実施することは統計調査員の確保等の面からみて困難と考えられる状況にある。

このため、前回の令和元年調査（以下「前回調査」という。）においては、調査結果の精度確保・向上や調査の効率的実施の観点から、厚生労働省が全ての報告者に調査票を郵送し、都道府県労働局及び労働基準監督署経由で郵送回収する方法を原則としつつ、必要に応じて統計調査員又は都道府県労働局等の職員による督促・回収を行うとともに、一括調査方式^(注)を導入した。

(注) 調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合、当該企業の本社等において各調査対象事業所に係る調査票を作成の上、厚生労働省に直接調査票の提出を行う方式をいう。

また、第Ⅲ期基本計画及び前回調査の統計委員会答申における今後の課題では、調査の効率化に向けた調査方法の見直しや、オンライン調査導入に合わせて抽出された事業所内の全労働者を調査することなどについて検討を進め、2020年調査の企画時期までに結論を得るよう求めている。

以上のような状況を踏まえ、本件申請では、以下の変更を計画している。

- ① 全ての報告者について、政府統計共同利用システムを活用したオンライン回答を可能とするとともに、一括調査対象企業に限定されていた電子媒体（光ディスク）による調査票提出を可能とする。
- ② 一括調査における調査票の配布・回収及び回収した調査票の審査業務に加え、一括調査以外のオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会業務についても民間事業者のリソース・ノウハウを活用する。
- ③ 給与システム等による労務管理等の実態を踏まえ、報告者が希望する場合は、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とする。

これらについては、報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、オンライン調査の円滑な導入・実施及びオンライン回答率の向上に向けた具体的な取組状況、民間事業者に対する適切な業務の進捗管理や秘密保護の確保状況等について、慎重に確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査における回収率は、過去5か年間、どのように推移しているか。
- 2 前回調査から導入した一括調査による回答を希望した報告者は、調査対象事業所のうち、どの程度を占めるのか。そのうち、電子媒体による調査票の提出を希望した報告者は、どの程度を占めるのか。
- 3 前回調査における調査方法の一部変更に伴い、実査上の混乱や支障等は生じていないのか。前回調査から導入した一括調査や都道府県労働局との間の回収状況・督促履歴等をオンタイムで管理・共有するシステムは、有効に機能しているか。更なる改善や拡充を図る余地はないか。
- 4 令和2年以降の一括調査については、前回調査の一括調査と対象範囲や手続き等が異なるのか。また、前回調査の経験や報告者の意見を踏まえ、必要な改善措置を講じたのか。
- 5 オンライン調査は、どのような手順・方法により実施する計画か。また、報告者の利便性にも配慮されたシステム・機能となっているか。
- 6 導入の検討に当たって、オンライン回答率の目標は、どの程度に設定しているのか。また、オンライン調査の円滑な導入や、オンライン回答率の向上に向けて、具体的にどのような取組を行う予定か。
- 7 民間事業者を活用した郵送調査により実施した試験調査では、どのような回収率・記入率となっているのか。本件申請に当たっては、当該検証・分析結果を踏まえ、どのような見直し・改善を図ったのか。
- 8 民間事業者の活用にあたっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ）に沿って、報告者の秘密保護及び信頼性の確保並びに統計調査の適正かつ確実な実施の確保の観点から、回収状況・督促履歴等をオンタイムで管理・共有するシステムの活用を含めて、どのような措置を講ずることとしているか。また、民間事業者の活用範囲を拡大し、更なる統計調査業務の効率化を図る余地はないか。
- 9 事業所内の全ての労働者について回答する事業所については、どの程度と見込んでいるか。また、全ての労働者を報告した場合、どのような推計・集計を行なうのか。
- 10 統計調査業務の効率化、地方実査機関の負担軽減及び報告者の利便性の向上等の観点からみて、調査方法について、更なる改善を図る余地はないか。

(3) 集計事項の変更

調査事項の削除や職種区分の見直しに伴い、所要の削除及び変更（職種大分類別の集計表の追加等）を行うとともに、精度確保の観点から、表章困難な集計事項を削除するなどの整理・見直しを行う。

(審査状況)

本件申請では、上記1（1）イ、エ、オ及びカのとおり、「新規学卒者の初任給額及び採用人員」、「労働者の種類」及び「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項（項目）を削除する一方、職種区分を日本標準職業分類と整合的な区分となるよう変更する計画である。これに伴い、当該削除事項（項目）に関連する集計事項の削除やクロス項目の削除を行うとともに、産業と職種（大分類）とのクロス集計を行う集計事項を追加する計画である。

また、今年4月26日の統計委員会において、厚生労働省から、調査計画上の集計事項のうち、企業規模5～9人の事業所に係る一部の集計事項（一般労働者の「初任給額等」等）について、少なくとも平成17年調査以降未集計・未公表となっているとの報告がなされたところである。これを踏まえ、同省において、改めて集計事項の整理・見直しを行った結果、精度確保の観点から表章困難な集計事項を削除する一方、これまで特別集計により作成していた集計事項及びクロス項目を追加する計画である。

これについては、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、調査結果の精度確保や利活用等の観点からみて十分かつ適切なものとなっているか、更なる改善の余地はないか等について、慎重に確認する必要がある。

(論点)

- 1 追加する集計事項の表章様式は、具体的にどのようなものか。当該集計事項については、どのような利活用等が予定されているのか。また、職種区分の変更に当たっては、これまでの集計結果との対応にも配慮されたものとなっているか。
- 2 過去の調査結果（現在実施中の令和元年調査を含む。）において未集計・未公表となっている個々の集計事項とは、具体的にどのようなものか。
- 3 未集計・未公表となっていた集計事項の始期はいつか、また、未集計・未公表に至った経緯等は何か。
- 4 未集計・未公表事項については、具体的にどのように対応するのか（追加公表を行う場合はその具体的時期、未公表とする場合はその理由等）。
- 5 上記を含め削除を予定している集計事項について、削除することによる結果利用上の支障はないか。
- 6 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、当該変更に伴い、過去の調査結果との断層はどれくらい生じるのか。また、調査結果の遡及推計については、いつの調査結果まで遡って行うのか。
- 7 集計事項については、調査結果の精度確保や利活用等の観点からみて十分かつ適切なものとなっているか。更なる見直し・改善の余地はないか。

2 「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」（平成31年4月26日付け統計委第11号）における今後の課題への対応状況について

本調査については、平成16年12月の統計審議会における答申以降、調査計画の変更に係る諮問が行われていなかったため、平成28年度に統計委員会における未諮問基幹統計としての確認が行われた。その結果を取りまとめた平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）（平成29年3月31日総務省統計委員会）において、今後の取組の方向性として指摘された点を踏まえ、第Ⅲ期基本計画では、①統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供、②個人票における匿名データの提供の検討、③調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討等の課題が盛り込まれている。

これらの課題については、令和元年調査に係る前回諮問時において、その対応状況について確認が行われたが、いずれの課題についても検討中となっていたことから、「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」（平成31年4月26日付け統計委第11号。以下「前回答申」という。）において、検討に当たっての留意点等を含め、引き続き検討を推進することを指摘している。

（1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

〔第Ⅲ期基本計画（抜粋）〕

- 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者へ本調査の特徴を含めた情報を提供する。【平成30年度（2018年度）から実施】

〔前回答申における「今後の課題」（抜粋）〕

（1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

課題について、貴省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」（座長：津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授）の下に設置した「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（主査：玄田有史 東京大学社会科学研究所教授）において、毎月勤労統計調査と本調査の個票データを用い、調査対象範囲の整合を図った上で集計結果を比較すべきと指摘があったことを踏まえ、今後、試算を行うこととしている。

しかしながら、これについては、以下の点に留意しつつ、引き続き更なる検討を推進することが必要である。

- ① 毎月勤労統計調査と本調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討すること。
- ② 賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めて検討すること。

（審査状況）

当該課題については、前回諮問に係る部会審議において、有識者による「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）での検討結果を踏まえ、毎月勤労統計調査と本調査それぞれの個票データを用いて、両調査の対象範囲を揃えた形で集計を行い、比較を行うこととしたとの対応状況が厚生労働省から報告された。

これについて、前回答申では、①両調査の推計方法が異なることに留意した適切な比較・分析を行うほか、集計結果を用いた比較のみならず、両調査で対象となっている同一事業所の個票ベースでの比較についても検討すること、②人事院の職種別民間給与実態調査や国税庁の民間給与実態統計調査など、類似する他の統計との賃金水準の比較可能性についても検討することにも留意しつつ、引き続き検討を推進するよう求めたところである。

この前回答申における指摘を踏まえ、これまでに具体的にどのような検討・検証を行い、どのような結果が得られたのか、当該課題への対応として十分かつ適切なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 当該課題について、厚生労働省は、前回答申以降、具体的にどのような検討を行い、どのような結果や方針等が得られたのか。検討・取組中となっている点については、いつまでに結果を得る予定か。
- 2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。統計利用者の利便性の向上等の観点から、統計利用者に対する情報提供として、更なる取組の余地はないか。

(2) 個人票における匿名データの提供検討

〔第Ⅲ期基本計画（抜粋）〕

- 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。【平成 30 年度（2018 年度）から実施】

〔前回答申における「今後の課題」（抜粋）〕

(2) 個人票における匿名データの提供検討

本課題について、貴省は、個人票には都道府県、産業、企業規模等、報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることから、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、世帯調査における匿名データ化の手法を準用する可能性を含め、匿名データ化の可能性、匿名データを作成する場合の基準等を引き続き検討するとしている。

しかしながら、これについては、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。

(審査状況)

当該課題については、前回諮問に係る部会審議において、現時点では事業所系調査で匿名データの提供を行っている事例がなく、また、個人票のデータには、都道府県、産業、企業規模など、報告者の特定につながりやすい情報が付与されているといった課題もあるとする一方、個人票の匿名データ化の可能性や可能な場合における作成基準等については、総務省統計研究研修所の支援も受けながら、参考になると考えられる世帯調査における匿名データの作成手法の準用の可否を含め、引き続き検討するとしたとの対

応状況が厚生労働省から報告された。

これについて、前回答申では、匿名データ化の検討に当たっては、利用者にとって、より利便性の高いデータとなるよう、報告者の秘匿性にも留意しつつ、個人票の情報のみならず、事業所票の情報を付加することも含め、引き続き検討を推進するよう求めたところである。

この前回答申における指摘を踏まえ、現時点までの検討状況はどうなっているか、また、今後の検討予定はどうなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 当該課題について、厚生労働省は、前回答申以降、どのように検討を進めているか。今後の検討のスケジュールは、どのようになっているか。
- 2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる取組の余地はないか。

(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討個人票における匿名データの提供検討

〔第Ⅲ期基本計画（抜粋）〕

- 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。【2020年調査の企画時期までに結論】

〔前回答申における「今後の課題」（抜粋）〕

(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討

本課題のうち調査方法の変更について、貴省は、今回の2019年調査から郵送調査を基本としつつ、一括調査方式の導入等を含めた整理・再編を行うとともに、2020年調査からの抜本的な見直しに向け、①オンライン調査の導入等の調査方法の見直し及び更なる公表の早期化、②調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更についても、引き続き検討を推進するとしている。

しかしながら、調査票の回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、統計利用者の時系列比較等に係る利便性等に資する観点から、可能な限り、過去の調査結果についても遡って推計を行い、公表・提供するよう検討・実施することが必要である。

また、貴省は、事業所内の全労働者を個人票の調査対象とすることについて、調査対象事業所の判断で導入の可否を決める方法による実施の可能性や、その場合の

実査や集計に与える影響について検証を行い、2020年調査までに結論を得るよう引き続き検討を進めるとしているが、調査対象事業所の判断により事業所内の全労働者の調査を行う場合における調査結果の推計方法についても併せて検討することが必要である。

このほか、統計ニーズへのよりの確な対応を図る観点から、以下の点についても、検討を推進することが必要である。

- ① 個人票における外国人労働者に係る調査事項について、外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの確な把握や国際比較の観点から、今回の調査結果や利活用ニーズも踏まえ、「国籍」等の把握も検討すること。
- ② 事業所票及び個人票における既存の調査事項について、平成30年6月に貴省が実施した試験調査における検証結果も踏まえ、個人票における短時間労働者の最終学歴や企業規模を特定せずに全事業所を対象とした役職の把握を含め、見直しの余地を検討すること。
- ③ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、今回の調査結果を踏まえつつ、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること。

(審査状況)

本課題については、前回諮問に係る部会審議において、令和元年調査から郵送調査を基本としつつ、電子媒体による調査票提出も可能な一括調査方式を導入するよう調査方法を変更するとともに、以下の点については、引き続き検討を進めるとしたとの対応状況が厚生労働省から報告された。

ア 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化

オンライン調査の導入や電子媒体（光ディスク）による提出を全面的に可能とするほか、調査票審査業務のシステム化等について、令和2年（2020年）調査からの実施を目途に引き続き検討。また、公表の早期化については、今後のオンライン調査の実施状況を踏まえた上で検討。

イ 調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化

試験調査及び企業ヒアリングの結果、さらに、WGにおける検討結果を踏まえ、令和2年（2020年）調査から、①職種区分について、全労働者を網羅し、日本標準職業分類と整合的な区分とするとともに、②学歴区分について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化する方向で検討

ウ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更

労働者数の推計方法について、WGにおいて推計値に与える影響等を考慮しつつ検討した結果、事業所の回収率の逆数を乗じる方法に変更する方向とし、推計方法を変更した場合の標準誤差率への影響について更に検討を行った上で、令和2年（2020年）調査から新たな推計方法に変更する方向で引き続き検討

エ 事業所内の全労働者に係る調査の実施

試験調査に併せて実施したアンケート調査及び企業ヒアリングの結果を踏まえつつ、事業所の判断で事業所内の全労働者を調査する方法の導入の可否や、導入する場合における実査や集計に与える影響について整理を行い、令和2年（2020年）調査までに結論を得るよう、引き続き検討

これについて、前回答申では、以下の点にも留意しつつ、引き続き検討を推進するよ

う求めたところである。

- ① 推計方法の変更に当たっては、可能な限り、過去の調査結果に遡って推計し、公表・提供するよう検討・実施すること。
- ② 事業所内の全労働者を調査する方法を導入する場合は、その調査結果の推計方法についても併せて検討すること。
- ③ 外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの確な把握や国際比較の観点から、令和元年調査の結果や利活用ニーズも踏まえ、外国人労働者の「国籍」等の把握についても検討すること。
- ④ 試験調査による検証結果も踏まえ、短時間労働者の最終学歴や全事業所を対象とした労働者の役職の把握を含め、見直しの余地を検討すること。
- ⑤ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、令和元年調査の結果を踏まえつつ、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること。

この前回答申における指摘を踏まえ、厚生労働省では、各課題の検討を進め、今回の変更申請を行っていることから、変更計画に盛り込まれた事項は上記2と合わせて確認する。一方で、今回の変更計画に盛り込むに至らなかった課題については、前回答申以降、これまでに具体的にどのような検討・検証を行い、どのような結果が得られたのか、当該課題への対応として十分かつ適切なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 残された課題については、厚生労働省は、前回答申以降、具体的にどのような検証・検討を行い、どのような結果や方針が得られたのか。
- 2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる取組の余地はないか。